

# 弁理士制度小委員会報告書の概要

～ 弁理士の質的及び量的充実と専門職としての責任の明確化に向けて～

資料 1 - 1

- 知的財産制度を有効に活用し、我が国産業界等の戦略的な権利の取得・活用を的確に支援する弁理士の役割の重要性が一層高まっており、量的拡大のみならず、その質的充実と専門職としての責任の明確化が必要。
- 近年の他士業における社会問題を背景として、弁理士を含む資格制度全体の社会的な信頼の醸成が求められており、資格者の質の確保・向上及び懲戒の適正な実施といった制度全体の適正化が必要。

## 弁理士の資質の向上と責任の明確化

### 研修制度の導入

#### 定期的研修受講の義務化

- 専門的能力の維持・涵養の観点から、弁理士が研修を定期的に受講することを義務化

#### 新人研修制度の導入

- 新人弁理士の実務能力の担保を図る研修制度を導入
- 研修の具体的内容については、全ての新人弁理士が受講し、かつ参入障壁とならないように設計

### 責任の明確化

- 業務独占資格を有する弁理士の責任を明確化
  - ・ 懲戒制度の見直し(懲戒事由の明確化、新しい懲戒の種類の新設等)
  - ・ 補助員との対応(ガイドラインの整備)
  - ・ 名義貸しの禁止規定の導入

### 弁理士試験制度の見直し

#### 短答式試験の免除

- 知財に関する専門職大学院の修了者
- 短答式試験の既合格者

#### 論文式試験の免除

- 選択科目の既合格者
- 必須科目の既合格者

#### 試験の範囲

- 論文式試験の中で条約の解釈等を、工業所有権法令とあわせて出題することについて明確化

## 多様なユーザーニーズへの対応

### 弁理士の業務について

- 弁理士が有する専門的知見を十分に活用することのできる分野について業務範囲の見直しを検討
  - ・ 外国出願の資料作成等支援の標榜業務化
  - ・ 特定不正競争行為の範囲の見直し
  - ・ 水際での侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者側の代理業務の追加
  - ・ 弁理士の単独訴訟代理権の導入は見送り

### 特許業務法人制度の見直し

- ユーザーへの総合的サービスの提供主体として、特許業務法人制度の活用促進の観点から検討
  - ・ 特定の事案について、社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負い、その他の社員は有限責任とする指定社員制度の導入
  - ・ 一人法人制度の導入は今後の課題として引き続き検討

### 情報公開制度の導入

- ユーザーによる弁理士の選択に資するため、弁理士としての業務実績等の情報を公開

## その他の検討内容

日本弁理士会の強制加入制度：制度維持の方向

知的財産部門の分社化：知的財産管理会社の親会社等の出願代理業務の取扱についての法解釈の明確化(弁理士法第75条)

利益相反規定：法解釈の明確化(弁理士法第31条)・弁理士倫理ガイドラインの整備